

建設業者の皆様へ

決算変更届等について

- ・ 決算変更届は、決算終了後4か月以内に知事に届け出なければなりません。 【建設業法第11条】
- ・ 決算変更届は、必ず毎年提出してください。
- ・ 期限内に提出されない場合には、個別に指導を行い、なお改善されなければ、建設業法に基づく監督処分を行うことがあります。 【建設業法第28条】
- ・ また、経營業務の管理責任者等の変更があった場合には、各種変更届が必要です。

・ 決算変更届等が提出されないと、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる場合があります。

【建設業法第50条】

※届出等について、ご不明な点は、建築振興課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

建設業許可グループ 建設業相談コーナー

電話 06-6941-0351 (内線 3089・3090)

決算変更届の提出について

・貴事業所は、前回、複数年度分の決算変更届を同時に提出されていますが、その際に毎年度提出するようお願いしたところです。

・しかしながら、今回も複数年度分の決算変更届を同時に提出されました。

・決算変更届は、決算終了後 4 カ月以内に提出してください。

・更に複数年度分の決算変更届を同時提出することが続く場合は、建設業法に基づく監督処分が行うことがあります。

【建設業法第28条】

【問い合わせ先】 建築振興課 建設業許可グループ
電話 06-6941-0351 (内線3079)